

学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

福島県安積高等学校御館校

福島県立安積高等学校御館校いじめ防止基本方針

福島県立安積高等学校御館校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

I いじめの防止について

(1) いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 本校の基本方針

校訓「寛容・誠実・実行」の精神に則り、心身ともに健康な学校生活を送り、誰からも信頼・信用される生徒の育成に力を注ぐ。そのためには、著しく人権を脅かすいじめは、絶対にあってはならない行為であり、恥ずべき行為である。

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

II いじめ防止対策組織について

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

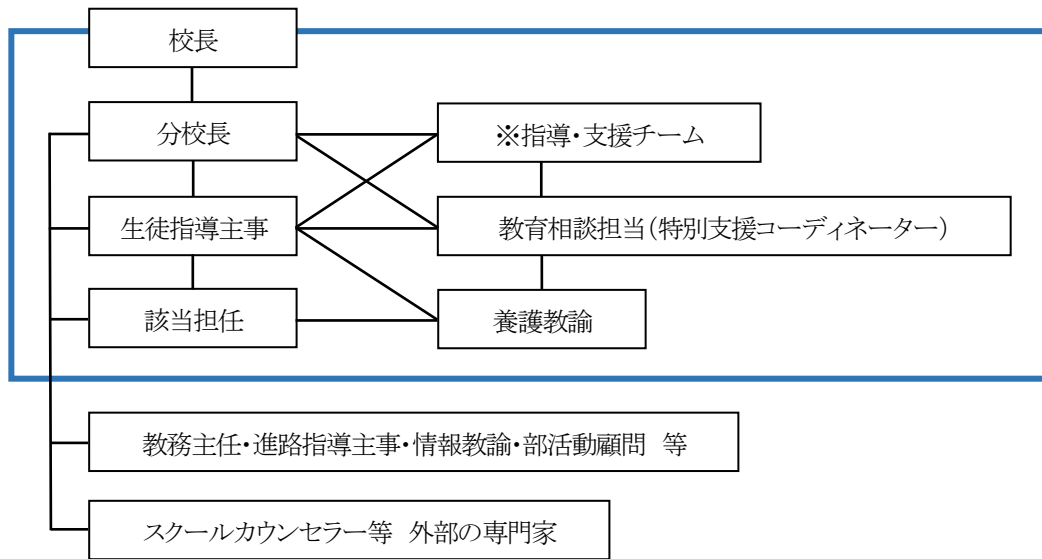
ア 委員会の構成委員

- ・校長、分校長、生活指導部長、教育相談担当教諭（特別支援コーディネーター）、養護教諭、該当担任、スクールカウンセラー（必要に応じて外部の専門家を加える。）

イ 指導・支援チーム

- ・委員会が事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを組織し、実際の対応を行う。いじめ防止、早期発見、早期対応については、事案によって関係の深い教職員を追加する。また、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等によるいじめなどでは、インターネットに詳しい教員（情報教諭等）を加えたりするなど、適切なメンバーで柔軟にチームを組織し対応する。

【 いじめ・不登校対策委員会組織図 】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等について

ア 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

イ 取組の検証 (P D C Aサイクル)

- P いじめ防止の年間計画の策定 (委員会で策定)
- D 取組の実施 (委員会の実施)
- C 「取組評価アンケート」、「学校評価 (中間評価) の実施」 (6・9・12月)
- A 「取組評価アンケート」、「学校評価 (中間評価) の結果検証

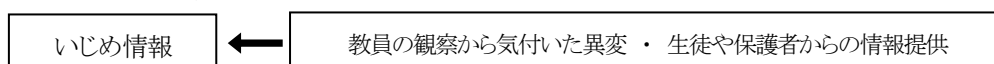
ウ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・研修で年1回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。
- ・担任において生徒の情報をまとめ、必要に応じ委員会への情報提供と情報の共有化を迅速に行う。

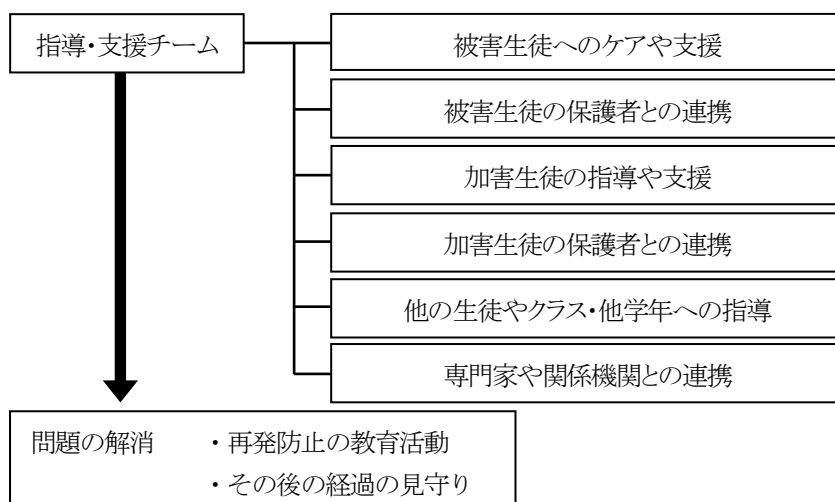
エ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

オ いじめに対する措置 (いじめ事案への対応)



- ①情報収集
- ②いじめかどうかの判断
- ③指導・支援体制を組む



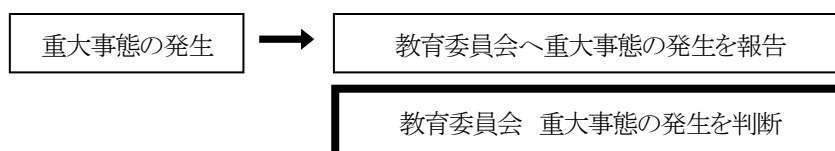
カ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】より

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



学校が調査主体の場合

- ・学校に重大事態の調査組織を設置
 - ※ 「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
 - ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ・事実関係を明確にするための調査を実施
 - ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ※ たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢をもつ。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供
 - ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
 - ※ 調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。
- ・調査結果を教育委員会に報告
 - ※ 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切にかつ迅速に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 地域や生徒に対し「開かれた学校」づくりを推進することで、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「生活実態アンケート調査」（年1回：記名式）の実施や教育相談の充実を図る。
- エ 年度当初の教育相談部の1分間面接、各学期における担任面接を効果的に利用し、生徒の状況把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。場合によっては、特別な指導を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
また、日頃から情報モラル教育（教科「情報」科目内での指導等）の充実を図る。

(4) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等)	校内研修および 対策会議等	評価計画
4月	・全校集会 ・情報モラル講演会		・校内研修①	
5月	・登校指導			
6月	・登校指導	・3年生面接週間 ・アンケート①	・第1回いじめ防止対策会議	・取組評価 ・アンケート結果に 基づく中間評価
7月	・登校指導			
8月	・全校集会 ・登校指導		・校内研修②	
9月		・アンケート②	・第2回いじめ防止対策会議	・取組評価 ・アンケート結果に 基づく中間評価
10月	・登校指導			・実施状況報告 (年度途中報告)
11月	・登校指導			
12月		・アンケート③	・第3回いじめ防止対策会議	・年間評価 ・アンケート結果に 基づく中間評価
1月	・全校集会			
2月				
3月				・実施状況報告 (年度末報告)